

埼玉県地球温暖化防止活動推進員感謝状贈呈要綱

(目的)

第1条 この要綱による感謝状の贈呈は、埼玉県地球温暖化防止活動推進員として永年にわたり、地域における地球温暖化対策の普及啓発に寄与し、県の地球温暖化対策に係る施策の推進に貢献している者に対して感謝の意を表し、その功労に報いることを目的とする。

(対象者)

第2条 この要綱における感謝状は、次に掲げる各号全てに該当する者に贈呈することができる。

ただし、埼玉県地球温暖化防止活動推進員設置要綱（以下、「設置要綱」という。）第4条に定める解嘱事由に抵触する行為を行った者は対象としない。

- 一 感謝状の贈呈を受ける年度において、設置要綱第3条第1項に定める者
- 二 感謝状の贈呈を受ける年度の前年度までに継続して10年度以上の委嘱を受け、設置要綱第8条第2項に定める活動報告書の提出により、活動について直近5年間の実績が全て確認できる者
- 三 過去にこの要綱による感謝状の贈呈を受けたことがない者

(贈呈の時期)

第3条 感謝状は、随時これを贈呈できる。

(贈呈に係る事務)

第4条 感謝状の贈呈に係る事務は、環境部温暖化対策課において行う。

付 則

この要綱は、令和3年10月4日から施行する。